

## 機械売買契約書(案)

売主沖縄県を甲とし、買主 を乙とし、甲乙間において、次の条項により、機械売買契約を締結する。

(売買物件及び売買価額)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる物件(以下「この物件」という。)を、金 円(うち消費税及び地方消費税相当額金 円を含む。)をもって乙に売り渡す。

	品名	規格	数量	取得年月日
1	エアーコンプレッサー	㈱日立産機システム 7.5P-9.5VD6 TG910373号機	1台	平成25年9月10日
2	エアーコンプレッサー	アネスト岩田㈱ CFP110CC-14DM6 PF2824号機	1台	平成25年9月10日
3	フライス盤	大阪機工㈱ らくらくミル2V 980号機	1台	平成25年9月10日
4	研削盤	㈱岡本機械製作所 PSG63DX 15492号機	1台	平成25年9月10日
5	ペンディングマシン	㈱アマダ ES3613 36135032号機	1台	平成25年9月10日
6	せん断機	㈱アマダトーヨーシャーリング DCT2065 20653041号機	1台	平成25年9月10日
7	乾燥装置	ダイキン J5C A000977号機	1台	平成25年9月10日
8	塗装装置	アネスト岩田㈱ VB-20DM6 P.H.001	1台	平成25年9月10日
9	その他工業・工作機器類	澁谷工業㈱ SPL3712EA/SOL20V HAV3241H号機	1台	平成25年9月10日
10	その他工業・工作機器類	㈱不二製作所 FD-5-701 X000252号機	1台	平成25年9月10日

(契約保証金)

第2条 乙は、この契約に関し、契約保証金として金 円を、この契約の締結と同時に、甲の発行する納付書により、その指定する場所において納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金には、利息をつけないものとする。

3 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わないものとする。

(代金の支払い)

第3条 乙は、第1条の代金を、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する期日までにその指定する場所において支払わなければならない。

(延滞金)

第4条 乙は、第1条の代金を、その支払期日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金の金額につき年2.4パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

(所有権の移転)

第5条 この物件の所有権は、乙が第1条の代金(前条の延滞金がある場合は、これを含む。)の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 この物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

(物件の引き取り)

第6条 乙は、この物件を令和6年3月29日までに、甲の指定する場所において引き取らなければならない。

2 乙は、この物件の引き取りに関し、この契約に定めのない事項については、甲の指示に従わなければならない。

(かし担保責任)

第7条 甲は、この物件に隠れたかしがあっても、その責めを負わないものとする。

(危険負担等)

第8条 乙は、本契約締結のときからこの物件の引き取りまでにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失した場合は、本契約は無効とし、甲に損害賠償請求はできないものとする。

2 乙は、本契約締結のときからこの物件の引き取りまでにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由によりき損した場合は、甲に売買代金の減免を請求することができないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が第2条又は第3条の規定に違反したとき、催告をしないで、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項に規定する場合を除くほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上、この契約を解除することができる。

(返還金等)

第10条 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、次条第1項の物件の返還を確認後、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

2 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、乙がこの物件に対して支出した必要費、有益費その他一切の費用は、償還しない。

(損害賠償)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第12条 甲は、この契約の規定により売買代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき債務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所を持って管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第15条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第16条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県

乙

## 暴力団等排除に関する特約条項（機械売買契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

第1条 甲は乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は何ら催告を要しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

（暴力団員等による不当介入の排除対策）

第2条 乙は、本契約に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- (1) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団員等から不当要求による被害又は妨害を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。